

山梨県公報

第二千六百九十六号

平成二十九年

五月十五日

月 曜 日

目次

○換地計画の決定(二件).....	三七五
○道路の供用開始.....	三七五
公 告	
○指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知(三件).....	三七五
○土地改良区役員の退任及び就任(二件).....	三七九
その他	
○一般競争入札について.....	三八二

告 示

山梨県告示第六十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営畑地帯総合整備事業(落合・湯沢地区湯沢1工区)の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、審査請求をすることができ

平成二十九年五月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 縦覧書類 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成二十九年五月十六日から同年六月十二日まで
- 三 縦覧場所 南アルプス市役所
- 四 審査請求期間 平成二十九年六月十三日から同月二十七日まで

山梨県告示第六十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営畑地帯総合整備事業(落合・湯沢地区湯沢2工区)の換地計画を定めたので、次の

とおり関係書類を縦覧に供する。
なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、審査請求をすることができ

平成二十九年五月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 縦覧書類 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成二十九年五月十六日から同年六月十二日まで
- 三 縦覧場所 南アルプス市役所
- 四 審査請求期間 平成二十九年六月十三日から同月二十七日まで

山梨県告示第六十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十九年六月五日まで一般の縦覧に供する。
平成二十九年五月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延(メートル)長	供用開始の期日
道 一般	四百一十一号	甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番一地从先から甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番一地向先まで	一四一・六	平成二十九年五月十五日

公 告

指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を身延町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成二十九年五月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所

通知の相手方

南巨摩郡身延町一色字大子五〇二九、五〇三二、五〇三三	依田勇、古屋彦一
南巨摩郡身延町古関字ウトウ久保三六四七	土橋左一
南巨摩郡身延町古関字大下三六四三、字北河境三七〇五	赤池菊松
南巨摩郡身延町古関字大下三六四四	赤池小一
南巨摩郡身延町三沢字楠田四四七四	小林五雄
南巨摩郡身延町三沢字楠田四五一六	今村嘉文
南巨摩郡身延町車田字今井一六四二	土橋ゆみの
南巨摩郡身延町車田字今井一六四四	土橋とも志

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。身延町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示 平成二十九年三月二十三日山梨県告示第六十七号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を身延町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
 平成二十九年五月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡身延町矢細工字栃戸二五七〇の二	浅井清隆
南巨摩郡身延町矢細工字栃戸二五八三の二	佐野徳郎
南巨摩郡身延町矢細工字栃戸二六〇三	佐野時晴
南巨摩郡身延町矢細工字栃戸二六〇四	佐野武敏
南巨摩郡身延町遅沢字山王羽根二五五三、二五五四	若尾清作、深澤太郎
南巨摩郡身延町八日市場字大子山一五二三	望月伴六
南巨摩郡身延町八日市場字大子山一五七九から一五八一まで、字榎桃草里一二一八、一二四七、一二四八、一二五〇	山下朝治
南巨摩郡身延町八日市場字榎桃草里一二一九	望月仁司
南巨摩郡身延町八日市場字榎桃草里一二二〇	望月喜一
南巨摩郡身延町寺沢字下沢奥三〇九九、字上沢奥三〇一四、三〇一五、三〇一六の二	佐野芳男
南巨摩郡身延町寺沢字上沢奥二八八五	樋川徳一

南巨摩郡身延町寺沢字上沢奥二九〇一、二九〇四、二九〇六	佐野六朗
南巨摩郡身延町寺沢字上沢奥二九二七から二九二九まで、二九二九の二、三〇一三	遠藤泰明、河西與左工門
南巨摩郡身延町寺沢字上沢奥二九四九、二九五二	松田具重
南巨摩郡身延町寺沢字上沢奥二九五六	天野貫一
南巨摩郡身延町寺沢字上沢奥二九五九、二九八一、二九八二	松田功
南巨摩郡身延町遅沢字神屋沢一五一七の内一	望月安積
南巨摩郡身延町矢細工字腰巻一三三六の一	佐野信
南巨摩郡身延町矢細工字成山三六〇〇	古川長市、古川万治郎
南巨摩郡身延町平須字石倉二八八四	神宮寺傳治郎
南巨摩郡身延町平須字石倉二八八七	神宮寺茂
南巨摩郡身延町矢細工字滝平三二七八、三二七九	常葉隆重
南巨摩郡身延町矢細工字滝平三二八〇	佐藤勝良
南巨摩郡身延町矢細工字滝平三二八二	佐野勝良
南巨摩郡身延町矢細工字滝平三二一〇	我妻次男
南巨摩郡身延町矢細工字滝平三二一一、三二一三	千代時義
南巨摩郡身延町矢細工字滝平三二二四	大野三郎

南巨摩郡身延町伊沼字松木平六四九、六五〇	深澤龍子
南巨摩郡身延町伊沼字松木平六五一	深沢宗太郎
南巨摩郡身延町伊沼字松木平六五四	佐野良直
南巨摩郡身延町伊沼字松木平六五七から六六〇まで	深沢お富
南巨摩郡身延町伊沼字松木平六六六	佐野寅藏
南巨摩郡身延町伊沼字松木平六六七、六六七の二	村松かつの
南巨摩郡身延町伊沼字松木平六七四の二、六七五	若尾嘉代子
南巨摩郡身延町平須字堰入九一一、字清水沢一二五 一の	幡野義信
南巨摩郡身延町平須字堰入九一三	深沢傳重
南巨摩郡身延町遅沢字観音堂二〇三二の一、二〇三二の三、二〇三六から二〇三八まで	望月秀男
南巨摩郡身延町遅沢字観音堂二一〇七、二一〇七の内一、二一一一、二一一一の内一、字将賢林二〇二七、二〇二九の一、二〇二九の内一、二〇三〇、二〇三一	望月キノエ
南巨摩郡身延町遅沢字観音堂二一五八、二二五九	望月信一
南巨摩郡身延町遅沢字観音堂二一六四、二二六八、二二七三	遠藤藤之助
南巨摩郡身延町遅沢字観音堂二一六五	遠藤トヨジ

南巨摩郡身延町遅沢字観音堂二一六五の内一	遠藤能治郎
南巨摩郡身延町遅沢字観音堂二一六七、二一七三の内二	遠藤勝久
南巨摩郡身延町遅沢字塩沢二四二一	川崎覺一
南巨摩郡身延町遅沢字塩沢二四三一	土橋兼治郎
南巨摩郡身延町遅沢字塩沢二四三二、二四三四	川崎登
南巨摩郡身延町遅沢字塩沢二四六三、字山王羽根二五二七、二五二八	栗林英明
南巨摩郡身延町遅沢字塩沢二四七七	佐野富治
南巨摩郡身延町遅沢字塩沢二四七八	土橋玉作
南巨摩郡身延町遅沢字山王羽根二五一五、二五一五の内一	佐野スミ子
南巨摩郡身延町遅沢字山王羽根二五二九、二五三〇	望月君江
南巨摩郡身延町遅沢字山王羽根二五三三	深澤仁三郎
南巨摩郡身延町遅沢字山王羽根二五三四	平林小三郎
南巨摩郡身延町遅沢字山王羽根二五四〇	望月小太郎
南巨摩郡身延町遅沢字山王羽根二五四二	小林安二郎
南巨摩郡身延町遅沢字山王羽根二五四三、二五四三の内一、二五四三の内二	千葉糸子

南巨摩郡身延町遅沢字山王羽根二五四四	東京プラット製靴株式会社
南巨摩郡身延町八日市場字榎桃草里二二一七、二二四四から二二四六まで	望月英雄
南巨摩郡身延町古長谷字下ノ原七一から七四まで	菊池勇一
南巨摩郡身延町矢細工字腰巻一三六五	星野定

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 三 変更後の指定施業要件
 三 立木の伐採の方法
 (一) 立木の伐採の方法
 1 次の森林については、主伐は、択伐による。身延町(次の図に示す部分に限る。)
 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)
 四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示 平成二十九年三月二十三日山梨県告示第六十八号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を身延町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
 平成二十九年五月十五日

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方	山梨県知事 後 藤 齋

南巨摩郡身延町熊沢字宮ノ脇三六五	伊藤淳二
南巨摩郡身延町熊沢字宮ノ脇三八一、字樋坪三六四	伊藤角藏
南巨摩郡身延町熊沢字宮ノ脇三八四	伊藤重藏、伊藤金藏
南巨摩郡身延町熊沢字宮ノ脇四二八	伊藤金藏、伊藤永吉
南巨摩郡身延町熊沢字宮ノ脇三八五の一、三八五の四	神明社
南巨摩郡身延町熊沢字宮ノ脇三八五の三	伊藤誠
南巨摩郡身延町熊沢字宮ノ脇四四六	伊藤芳雄
南巨摩郡身延町熊沢字樋坪三二九	伊藤文吉
南巨摩郡身延町一色字大子五一三五の一、五一三五の二、字和田五四九三の一、五四九三の二	近藤忠雄、内藤喜照、内藤眞、依田利雄、近藤一布、深沢章一、依田勝太郎、佐藤信雄、佐野喜幸、佐野重三、佐野美之、依田勉、内藤民一、春沢呷、春沢盛哉、春沢光敏、春沢茂吉、内藤清一、内藤正道、内藤芳直、内藤保、内藤隆義、内藤恒吉、内藤武忠、内藤基春、内藤勝正、内藤庚、依田刁春、依田昌雄、佐野三男、加賀美道治、小林孝治、望月茂、内藤義寛、内藤義政、加賀美悟、佐野元藏、依田達男、佐野壽彦、萩原康熈、古屋昭治、古屋喜義、古屋明、古屋寛作、古屋智重、古屋章

南巨摩郡身延町切房木字細久保一一三六	池田金吾	忠、古屋健男、古屋義雄、依田理恵子、依田九八、依田眞、依田眞、依田久子、内藤和平、内藤徳重、内藤義清、内藤末子
南巨摩郡身延町切房木字細久保一一七三	池田富義	
南巨摩郡身延町杉山字佐藤内一一七七の一、一一七七の四	富里村杉山負債整理組合	
南巨摩郡身延町釜額字寺ノ上一五一六	小林君敏	
南巨摩郡身延町三沢字仲塚一六六三の乙	無限責任久那土村三沢第三負債整理組合	

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
身延町(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示 平成二十九年三月二十三日山梨県告示第六十九号

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、竜王
 土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
 平成二十九年五月十五日

一 退任

山梨県知事 後 藤 齋

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	野田武	甲斐市万才二百九番地二	平成二十九年四月二十九日
同	小宮山長庚	甲斐市西八幡千四百番地	同
同	飯沼堅太郎	甲斐市吉沢七百六十四番地	同
同	保坂恒光	甲斐市富竹新田千六十二番地	同
同	植松忠久	甲斐市玉川二百三十八番地	同
同	清水喜代栄	甲斐市万才二百九十三番地二	同
同	志村康茂	甲斐市西八幡三千五百四十六番地	同
同	清水富貴雄	甲斐市万才五百四番地	同
同	坂本一之	甲斐市富竹新田四百五十五番地	同
同	小宮山千代三	甲斐市竜王新町百九十六番地	同
同	小池清博	甲斐市竜王千八百七十五番地	同
同	佐野孝志	甲斐市竜王二千七百二十五番	同

二 就任

同	小宮山敏春	甲斐市西八幡千五百五十番地	同
監事	長谷部和義	甲斐市竜王千九百四十三番地	同
同	鶴田重雄	甲斐市篠原九百七十二番地	同
同	樋口勝征	甲斐市玉川三百四十一番地	同

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	清水富貴雄	甲斐市万才五百四番地	平成二十九年四月三十日
同	志村康茂	甲斐市西八幡三千五百四十六番地	同
同	飯沼堅太郎	甲斐市吉沢七百六十四番地	同
同	小池清博	甲斐市竜王千八百七十五番地	同
同	金丸寛	甲斐市竜王三千一番地	同
同	金丸等	甲斐市篠原二千三百九十六番地	同
同	菊島芳隆	甲斐市篠原四百四十一番地	同
同	小野裕実	甲斐市富竹新田三百九十番地	同
同	保坂恒光	甲斐市富竹新田千六十二番地	同

同	同	同	同	同	同	同	同
米山昇	奥野辰美	三井昇	小宮山敏春	佐野孝志	鶴田重雄	加々美英	同
甲斐市竜王新町六百六十四番地一	甲斐市西八幡七百二十二番地	甲斐市西八幡二千七百十八番地	甲斐市西八幡千五百五十番地	甲斐市竜王二千七百二十五番地二	甲斐市篠原九百七十二番地	甲斐市玉川九百五十八番地	同
同	同	同	同	同	同	同	同

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、西保堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十九年五月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事長	瀧沢博道	山梨市市川二千五百五十一番地	平成二十九年三月三十一日
理事	手塚俊夫	山梨市市川三百十一番地	同
同	藤井一男	山梨市市川八百二十二番地	同

二 就任

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
古屋富士夫	金井典美	深味寿雄	雨宮たつ子	辻兵部	佐々木文彦	佐藤美仁	坂本純一	手塚三治郎	古屋初男	雨宮克己	小原政仁	同	同
山梨市市川千八百八番地一	山梨市市川千八百四十五番地	山梨市北四百九十四番地	山梨市北六百八十三番地	山梨市北八百六十三番地	山梨市西二千百十九番地一	山梨市西四百二番地	山梨市西六十六番地一	山梨市市川二百九十六番地一	山梨市市川千七百七番地	山梨市北百六十四番地	山梨市西二千五百九十一番地七	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事長	上野寛一	山梨市市川三百九十四番地	平成二十九年四月一日
理事	丸山広男	山梨市市川千八百七十八番地一	同

同	市川栄樹	山梨市市川九百六十六番地	同
同	山寺淳	山梨市市川千百十番地七	同
同	塩沢昌和	山梨市市川千五百五十六番地	同
同	古屋十志夫	山梨市北四番地	同
同	窪田学	山梨市北四百八十九番地	同
同	鶴田誠司	山梨市北六百二番地二	同
同	雨宮孝二	山梨市西千九百七十四番地	同
同	手島英惟	山梨市西二千五百四十九番地	同
同	佐藤国史	山梨市西千二百二十五番地	同
監事	古屋博	山梨市市川千九百三十八番地	同
同	金丸勇	山梨市市川六百七番地	同
同	雨宮尚二	山梨市北八百六十一番地	同
同	鈴木豊一	山梨市西四百五十七番地	同

その他

● 山梨県道路公社公告第一号
次のとおり一般競争入札を行う。

平成二十九年五月十五日

富士山有料道路管理事務所長

望 月

修

一 一般競争入札に付する事項

- 1 工事名 富士山有料道路擁壁工事
 - 2 工事場所 山梨県南都留郡鳴沢村富士山二合目地内
 - 3 工事概要 大型ブロック積工 HⅡ六・一〇七・五メートル LⅡ三十九メートル AⅡ二百九十一平方メートル 側溝工 LⅡ三十九メートル
 - 4 工期 平成二十九年六月十九日から同年十二月二十七日まで
 - 5 予定価格 七千九百一十万円
- 二 入札参加資格申請の受付期間 平成二十九年五月二十二日(月)から同月二十六日(金)までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く日の午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。
- 三 その他 詳細は、山梨県道路公社富士山有料道路管理事務所ホームページにより配布する一般競争入札公告、設計図書等による。(URL) <http://subarline.jp/>